



内閣府

平成30年4月19日

～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局

働き方改革・生産性向上推進運動 ロゴマーク＆キャッチコピー決定！

- 沖縄総合事務局では、労使団体、経済団体、支援機関、行政機関など20機関とともに、「働き方改革・生産性向上推進運動」を通じ、県内中小企業・小規模事業者の働き方改革や生産性向上に向けた取り組みを支援しています。
- このたび、各構成機関が連携し本運動を推進していくため、「働き方改革・生産性向上推進運動」のロゴマーク及びキャッチコピーを作成しました。
- また、国や県、支援機関等が有する様々な支援策を一冊にまとめた「働き方改革・生産性向上のための施策ガイドブック」を作成しました。

(1) ロゴマーク・キャッチコピー

働き方改革・生産性向上推進運動のキャッチコピーは、「おきなわワークイノベーション」です。ロゴマークは、おきなわ=O、ワーク=W、イノベーション=Iをモチーフとし、生産性が力強く向上するイメージを表しています。



(キャッチコピーとロゴマークは、平成30年1月～2月にかけてインターネット上で公募し応募のあった、500件超の中から事務局にて決定しました。)

(2) 施策ガイドブック

「働き方改革・生産性向上のための施策ガイドブック」は、国や県、支援機関等が有する支援メニューが一冊にまとまっています。「助成金や融資を活用し、職場環境の改善に取り組みたい」「ITを導入し、人手不足に対応したい」など、中小企業の課題に沿って分かりやすくガイダンスしており、施策を活用し改善に取り組んだ県内企業の事例も掲載しています。

中小企業・小規模事業者の皆様、さらに商工会、商工会議所の経営指導員や金融機関の営業職員など企業の生産性向上支援に携わる方にご活用いただくことを目的としています。冊子は以下QRコードからフリーでダウンロード可能です。





内閣府

<働き方改革・生産性向上推進運動事務局>

沖縄総合事務局、沖縄労働局、沖縄県

沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県工業連合会、沖縄県経営者協会、沖縄経済同友会、沖縄県中小企業家同友会、沖縄県銀行協会、沖縄振興開発金融公庫、中小企業基盤整備機構沖縄事務所、沖縄県産業振興公社、沖縄県よろず支援拠点、沖縄税理士会、沖縄県中小企業診断士協会、連合沖縄、沖縄県社会保険労務士会、ポリテクセンター沖縄

<施策ガイドブック> ダウンロードはこちら



問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局

経済産業部中小企業課

担当者：宮平、鶴見、宮里

TEL : 098-866-1755

FAX : 098-860-3710

働き方改革 生産性向上

のための
施策ガイドブック



< 施策ガイドブックの背景 >

- 一億総活躍社会の実現のためには、「働き方改革」が必要であり、持続的な働き方改革を進めるためには、働き方改革と生産性向上を車の両輪のように進めていく必要があります。特に、沖縄県が抱える「県民所得の向上」「貧困対策」「人手不足」といった経済社会的課題を根本的に解決するためには、沖縄県内企業数の99%以上を占める中小企業・小規模事業者における「雇用の質の改善」「生産性向上」等の取り組みが必要です。
- 最低賃金が年率3%を目指とした引き上げが想定される中、全産業の労働生産性が都道府県別で最下位レベルにある沖縄県にとって、県内景気が好調で、雇用情勢が好転している今こそ、政労使が一体となって取り組む絶好の機会があります。
- そのため、沖縄県内の行政、労使団体、士業団体、支援機関など20機関が連携し、「働き方改革・生産性向上推進運動」を通じて、県内中小企業・小規模事業者の「働き方改革」「生産性向上」の積極的な取り組みを支援しています。

< 施策ガイドブックの目的 >

- この施策ガイドブックは、中小企業・小規模事業者の経営者の方々が、働き方改革や生産性向上の取り組みのきっかけを見つけていただくことを目的に、作成しています。
- 本ガイドブックでは、沖縄県内の行政機関、支援機関、金融機関が有する支援策を紹介するとともに、実際に支援策を活用して働き方改革や生産性向上に取り組まれた沖縄県内企業の事例を記載しています。
- また、中小企業・小規模事業者の経営支援を行う、商工会・商工会議所の経営指導員、金融機関の営業職員、中小企業診断士や社会保険労務士、税理士、支援機関の担当職員の皆様が、企業支援を行う上で必要なツールとして活用していただくことを目的としています。

働き方改革とは

- 我が国は、少子高齢化による労働力人口の減少・人手不足の現状にあります。(2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計)
- アベノミクスが掲げる「一億総活躍社会」は、女性・高齢者等の活躍促進を目指しています。女性・高齢者等の労働力化の制約要因をなくすためには、正社員の長時間かつ硬直的な労働時間の改善と、非正規社員の低賃金と不安定な雇用の改善が必要です。
- 「働き方改革」は、魅力ある職場づくりの実現による中小企業・小規模事業者の人手不足解消のチャンスでもあります。

働き方改革実行計画 (平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

1 働く人の視点に立った働き方改革の意義	8 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
2 同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善	9 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職
3 賃金引上げと労働生産性向上	10 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
4 罰則付き時間外労働の上限の導入など長時間のはじめ	11 高齢者の就業促進
5 柔軟な働き方をしやすい環境整備	12 外国人材の受入れ
6 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備	13 10年先の未来を見据えたロードマップ
7 病気の治療と仕事の両立	

「働き方改革」で求められる主な対応

長時間労働のはじめ

→月45時間・年360時間(特例として年720時間等)の時間外労働の上限を超えて働くことができなくなり、これを遵守できないと罰則が適用される。

同一労働同一賃金

→正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態でも納得が得られる待遇を受けることが必要となる。

時間外労働の上限超



不合理な待遇差



中小企業における現状と課題

【現状】

→中小企業は大企業と比べ、時間外労働が45時間を超える事業場の割合は低い

【課題】

→人手不足の中、どのように労働時間の短縮に取組むのかが課題
→取引先からの短納期発生や急な対応など長時間労働の原因に挙げる企業が多い

【現状】

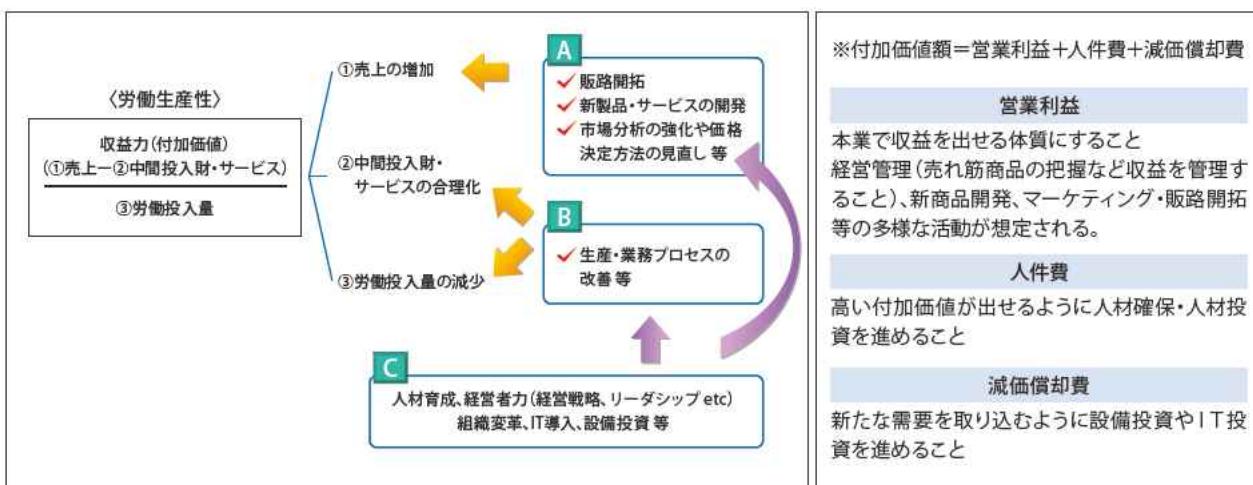
→中小企業は大企業と比べ、正規雇用と非正規雇用の賃金格差は大きくない

【課題】

→正規雇用と非正規雇用の待遇差の理由が曖昧であり、賃金制度等が未整備な事業者も存在

生産性向上とは

- 労働生産性を向上させるためには、収益力(付加価値額※)や労働投入量を改善する必要があります。①②③という3つの要素の改善が必要です。
- ①②③の要素を改善するには、AやBのアプローチがあり、それらのアプローチの実現可能性を高める手段としてCがあります。(中小企業政策審議会基本問題小委員会資料より)



- 沖縄県の労働生産性を業種別にみると、ほとんどの産業において全国平均を下回っています。

全産業	農林漁業	建設業	製造業	運輸業	卸業・小売業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉	その他サービス業
46位	43位	37位	47位	47位	36位	46位	41位	43位

出所:総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査結果(事業所に関する集計)」

01

専門家と一緒に、
働き方改革に取り組みたい

「働き方改革」を進める
にあたって、専門家の
派遣を受けたい

7p

働き方・休み方改善コンサルタント派遣
【沖縄労働局】

8p

「沖縄県ワーク・ライフバランス推進事業」
に係るアドバイザー派遣
【沖縄県商工労働部労働政策課】

9p

専門家派遣事業
【沖縄県産業振興公社】

10p

総合相談窓口(働き方改革推進支援センター)
【沖縄労働局】

02

助成金や融資を
活用し、職場環境
の改善に取り組
みたい

仕事と家庭の両立や、
非正規雇用労働者の
キャリアアップ(正社員化)、雇用者数の
増加に取り組みたい

11p

両立支援等助成金
【沖縄労働局】

12p

キャリアアップ助成金
【沖縄労働局】

13p

雇用創出促進資金
【沖縄県商工労働部中小企業支援課】

14p

沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度
【沖縄振興開発金融公庫】

15p

時間外労働等改善助成金
【沖縄労働局】

15p

業務改善助成金
【沖縄労働局】

16p

事業主向け雇用支援
【沖縄県商工労働部雇用政策課】

03

働きやすい職場
であることをア
ピールしたい

国や県の認定を受ける
ことで、

①企業イメージの向上
を図りたい

②各施策について加点
を受けたい

17p

えるぼし認定(助成の活躍推進企業)
【沖縄労働局】

18p

くるみん認定(子育てサポート企業)
【沖縄労働局】

19p

ユースエル認定(若者の採用・育成に積極的で
雇用管理の優良な中小企業)
【沖縄労働局】

20p

沖縄県人材育成企業認証制度
【沖縄県商工労働部雇用政策課】

21p

沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
【沖縄県商工労働部労働政策課】

04

設備導入を行い、省力化・効率化したい

税制や金融支援を受けたい

22p

経営力向上計画
【沖縄総合事務局】

23p

ものづくり・商業・
サービス経営力向上支援事業
【沖縄県中小企業団体中央会】

24p

小規模事業者持続化補助金
【沖縄県商工会連合会、沖縄県商工会議所連合会】

25p

26p

小規模企業対策資金
【沖縄県商工労働部中小企業支援課】

27p

新事業活動促進資金
【中小企業資金、生業資金】
【沖縄振興開発金融公庫】

28p

機械類貸与事業
【沖縄県産業振興公社】**05**

ITを導入し、人手不足に対応したい

補助金を活用してITを導入したい

29p

サービス等生産性向上IT導入支援事業
【沖縄総合事務局】

30p

IT導入相談窓口、人手不足相談窓口
【沖縄県よろず支援拠点】

31p

IT活用促進資金(中小企業資金、生業資金)
【沖縄振興開発金融公庫】**06**

人材育成を行い、人材の確保・定着に取り組みたい

人材育成に取り組む際に公的機関等の支援を受けたい(訓練の相談、助成金、借入金利の負担軽減等)

32p

生産性向上支援訓練
【ボリテクセンター沖縄】

33p

正規雇用化企業応援事業
【沖縄県産業振興公社】

34p

沖縄人材育成促進貸付利率特例制度
【沖縄振興開発金融公庫】

35p

雇用型訓練を活用する企業に対する
支援等実施事業
【沖縄県商工会議所連合会】

36p

沖縄早期離職者定着支援事業
【沖縄労働局】**07**

業務プロセスを改善したい

専門家の派遣や専門的なアドバイスを受けたい

37p

専門家継続派遣事業
【中小機構沖縄事務所】**08**

新しい事業とともに、経営計画を取り組みたい

「新しい取組」で経営の向上を図りたい

38p

中小企業経営革新強化支援事業
【沖縄県産業振興公社】

01

専門家と一緒に、働き方改革に取り組みたい

- 働き方・休み方改善コンサルタント派遣【沖縄労働局】

7p

- 「沖縄県ワーク・ライフ・バランス推進事業」に係るアドバイザー派遣【沖縄県労働政策課】

8p

- 専門家派遣事業【沖縄県産業振興公社】

9p

- 総合相談窓口(働き方改革推進支援センター)【沖縄労働局】

10p

02

助成金や融資を活用し、職場環境の改善に取り組みたい

- 両立支援等助成金【沖縄労働局】

11p

- キャリアアップ助成金【沖縄労働局】

12p

- 雇用創出促進資金【沖縄県中小企業支援課】

13p

- 沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度【沖縄振興開発金融公庫】

14p

- 時間外労働等改善助成金【沖縄労働局】

15p

- 業務改善助成金【沖縄労働局】

15p

- 事業主向け雇用支援【沖縄県雇用政策課】

16p

03

働きやすい職場であることをアピールしたい

- えるぼし認定(女性の活躍推進企業)【沖縄労働局】

17p

- くるみん認定(子育てサポート企業)【沖縄労働局】

18p

- ユースエル認定(若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業)【沖縄労働局】

19p

- 沖縄県人材育成企業認証制度【沖縄県雇用政策課】

20p

- 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度【沖縄県労働政策課】

21p



04 設備導入を行い、省力化・効率化したい

- 経営力向上計画【沖縄総合事務局】 22p
- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業【沖縄県中小企業団体中央会】 23p
- 小規模事業者持続化補助金【沖縄県商工会連合会、沖縄県商工会議所連合会】 24p
- 小規模企業対策資金【沖縄県商工労働部中小企業支援課】 25p 26p
- 新事業活動促進資金(中小企業資金、生業資金)【沖縄振興開発金融公庫】 27p
- 機械類貸与事業【沖縄県産業振興公社】 28p

05 ITを導入し、人手不足に対応したい

- サービス等生産性向上IT導入支援事業【沖縄総合事務局】 29p
- IT導入相談窓口、人手不足相談窓口【沖縄県よろず支援拠点】 30p
- IT活用促進資金(中小企業資金、生業資金)【沖縄振興開発金融公庫】 31p

06 人材育成を行い、人材の確保・定着に取り組みたい

- 生産性向上支援訓練【ポリテクセンター沖縄】 32p
- 正規雇用化企業応援事業【沖縄県産業振興公社】 33p
- 沖縄人材育成促進貸付利率特例制度【沖縄振興開発金融公庫】 34p
- 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業【沖縄県商工会議所連合会】 35p
- 沖縄早期離職者定着支援事業【沖縄労働局】 36p

07 業務プロセスを改善したい

- 専門家継続派遣事業【中小企業基盤整備機構沖縄事務所】 37p

08 新しい事業とともに、経営計画を取り組みたい

- 中小企業経営革新強化支援事業【沖縄県産業振興公社】 38p



01

専門家と一緒に、働き方改革に取り組みたい

働き方・休み方改善コンサルタント派遣

概要

- 「働き方改革」をどう進めばよいかわからない中小企業・小規模事業者へ専門家(コンサルタント)を派遣して支援を行います。
- 労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応した労働時間の設定の改善や、効率的な休暇の取得方法等について、企業や労働者からの相談に応じ、助言・指導を行います。
- 要請に応じ、企業訪問でコンサルティングを行ったり、各種説明会での講師、またワークショップなど企画立案・講師などニーズに応じた支援を行います。

受けられる支援

- 企業が抱えている疑問、問題点、要望、検討課題などに助言を行います。
- 生産性向上による賃金引上げに向けた支援を行います。
- 変形労働時間制度の導入や効果的な運用方法の助言を行います。
- 労働時間の管理手法や残業削減方法、多様な働き方について助言を行います。
- 休みの取り方、取らせ方を学んで職場環境の改善のためサポートします。
- 労働関係法令の改正内容や先行企業例など多種多様な情報を提供します。
- 個別訪問のほか、研修会やワークショップの企画・講師などをお手伝いします。

申請時期

随時募集しております。

活用事例

りゅうせき商事株式会社(浦添市)

〈背景・取組内容〉

- 「社員の満足なくして顧客の満足は無い」という方針の下、ワーク・ライフ・バランスに取組む。
- 人事制度の修正等を行い、正社員化を推進
- 所定外労働削減のため、店舗の営業時間の短縮、消灯・施錠による本社の18時退社の促進、朝方勤務の利用促進
- 企業ファイリングの導入、ICT化の推進による情報の共有、業務の効率化の促進

〈効果〉

- 正社員化率:38%(2011年) ⇒ 71%(2013年) ⇒ 98%(2017年9月)
- 所定外労働の削減:会社平均1人当たり
14.7h／月(2014年) ⇒ 12.4h／月(2016年) ⇒ 9.2h／月(2018年2月)
- 企業ファイリングシステムの導入により資料の50%削減、
ICT化の活用により会議のペーパレス化、業務効率化に繋がる



問い合わせ先

沖縄労働局 雇用環境・均等室

TEL 098-868-4380



01

専門家と一緒に、働き方改革に取り組みたい

「沖縄県ワーク・ライフ・バランス推進事業」に係るアドバイザー派遣

概要

- 長時間労働や仕事と育児・介護の両立など、労働者を取りまく環境は厳しく、「雇用の質」が問われている中、労働者が安心して働き続けられるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。
- ワーク・ライフ・バランスの推進は、労働者にとっては「仕事も生活も充実できる働き方」が実現でき、また企業にとっては従業員の満足度が向上することで、人材の確保・定着や生産性の向上につながる等、多くのメリットがあります。
- 企業のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを支援し、労働者が健康で仕事と生活を両立しながら充実した職業生活を営むことができる、働きやすい職場環境づくりを整備します。

受けられる支援

アドバイザーを派遣し、以下の取り組みを支援します。

- ①ワーク・ライフ・バランス企業認証を希望または検討している企業については、認証取得に向けた取り組みの支援を行います。
- ②ワーク・ライフ・バランス企業として認証登録されている企業については、現在取り組んでいる事項の更なる充実を図るための支援を行います。

申請時期

平成30年8月頃を予定

活用事例

トランスクосмос株式会社(那覇市・沖縄市)

〈背景・取組内容〉

従業員の7割近くが女性ということもあり、子育て支援の一つとして託児所を設けました。次のステップとして、従業員の定着率を高めるための環境構築に取り組んでいます。

〈効果〉

長時間労働を減らすよう取り組んでいますが、「ただ残業を減らそう」というだけでは、時間を減らすことに集中してしまい、抜本的な取り組みが進みませんでした。そこで、県のアドバイザー派遣を利用し、コンサルタントから「何のためにワーク・ライフ・バランスに取り組むのか、というぶれない軸(共通認識)を決めることが大切です」というアドバイスを受けました。取り組みの初期段階で、このようなアドバイスをいただけたことは、その後の施策を円滑に進めるポイントだったと、改めて痛感しました。



問い合わせ先

沖縄県商工労働部労働政策課

TEL 098-866-2366 メールアドレス : aa058009@pref.okinawa.lg.jp



01

専門家と一緒に、働き方改革に取り組みたい

中小企業総合支援事業（専門家派遣事業）

概要

経営革新を積極的に進める中小企業者や新規創業を進める創業者など前向きな事業活動を展開する方に対し、県内外のさまざまな分野の専門家を派遣し、経営・技術・情報化に関する諸問題の解決に向けて診断・助言を行います。

支援内容

県内中小企業者の抱える様々な経営課題等に対し、登録された専門家を派遣し、適切なアドバイスを行い、経営課題解決等の取り組みを支援します。1事業者あたり年間5回まで派遣することができます。

対象要件

県内の中小企業者や創業を目指す方で、以下の要件を満たす方です。

- (1) 創業者や経営革新等を行う経営の向上を目指す意欲のある中小企業者であること。
- (2) 経営革新など経営の向上に係る目標・目的が明確であること。
- (3) 専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

活用のポイント

相談窓口で内容のヒアリングを行い、適切な専門家を選定して派遣します。

相談内容に応じて継続的にアドバイスを実施するほか、ご希望の専門家を選定することもできます。

補助内容

専門家派遣にかかる費用の3分の2(謝金+旅費)は公社が負担します。

中小企業者の負担額は以下のとおりです。

1企業あたり年間最高5回(1回あたり3-4時間)までが派遣対象回数となります。

【派遣回数1回ご利用の場合】

(中小企業者負担額) = (謝金:13,500(40,500×1/3)) + (旅費:派遣先までの旅費の1/3)

※旅費(派遣先までの交通費・宿泊費)は、県内の専門家の派遣を受ける場合は発生しません。

県外の専門家の派遣を受ける場合のみ発生します(宿泊費については、9,800円／日:企業負担分含む。)

申請時期

随时受付

申請方法

所定の申請書に企業概要や相談内容、希望する専門家や派遣回数などを記入して中小企業支援センターへ申請してください。

専門家を派遣する前に相談内容の確認が必要ですので、まず中小企業支援センターへご相談ください。尚、派遣内容や派遣回数の妥当性などについて、公社での内部審査がありますので、あらかじめご了承下さい。

公益財団法人沖縄県産業振興公社（沖縄県中小企業支援センター）

問い合わせ先

TEL 098-859-6237 FAX 098-859-6233



01

専門家と一緒に、働き方改革に取り組みたい

総合相談窓口（働き方改革推進支援センター）

概要

- 「同一労働同一賃金」「時間外労働の上限規制」「生産性向上による賃金引上げ」
「人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理」等労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行うため「働き方改革推進支援センター」を設置します(平成30年4月)。
- 労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談、セミナー・出張相談等を行います。

受けられる支援

- 労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助をします。
- 「働き方改革」「労務管理に関する事項」等相談対応を行います。
- 生産性向上による賃金引上げに向けた支援を行います。
- 商工会議所・商工会・中央会等団体と連携してセミナーを実施します。
- 出張相談会・説明会へ専門家を派遣します。
- 改正法や助成金等の「働き方改革」に関する様々な情報をワンストップで提供します。

申請時期

平成30年4月以降随時



沖縄県社会保険労務士会

問い合わせ先

住所：〒900-0016 那覇市前島 2-12-12 セントラルコーポ兼陽 205



02

助成金や融資を活用し、職場環境の改善に取り組みたい

両立支援等助成金

概要

従業員の職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主を応援するために助成を行っています。

- 出生時両立支援コース (男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業を取得した場合)
- 介護離職防止支援コース (「介護離職を予防するため両立支援対応モデル」に基づき職場環境整備に取り組むとともに、介護に直面する労働者の「介護支援プラン」を策定及び導入し、介護休業等を取得した場合)
- 育児休業等支援コース (育児休業の円滑な取得・職場復帰のために取り組み、育児休業等を取得した場合)
- 再雇用者評価処遇コース (妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した場合)
- 女性活躍加速化コース (女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及びその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した場合)

受けられる支援

		中小企業	中小企業以外
出生時両立支援 コース	育休1人目	57万	28.5万
	育休2~10人	5日以上 14.25万 14日以上 23.75万 1か月以上 33.25万	14日以上 14.25万 1か月以上 23.75万 2か月以上 33.25万
	育児目的休暇の導入・利用	28.5万	14.25万
介護離職防止支援 コース	介護休業	57万	38万
	介護制度	28.5万	19万
育児休業等支援 コース	育休取得時	28.5万	
	職場復帰時	28.5万	
	代替要員確保時	47.5万	
	職場復帰後支援	28.5万	
再雇用者評価処遇 コース <small>※継続雇用6か月・1年目に支給</small>	再雇用者1人目	19万	14.25万
	再雇用者2~5人目	14.25万	9.5万
女性活躍加速化 コース	取組目標の達成時	28.5万	
	数値目標の達成時	28.5万	

申請時期

各コースによって異なります。

支給要件なども含めて、詳しいことは「事業主のための雇用関係助成金」で検索ください。

沖縄労働局 雇用環境・均等室

TEL 098-868-4403

問い合わせ先



02

助成金や融資を活用し、職場環境の改善に取り組みたい

キャリアアップ助成金

概要

非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成しています。

- 正社員化コース (有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合)
- 人材育成コース (有期契約労働者等に、一般職業訓練または有期実習型訓練を実施した場合)
※平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がされていること ※平成30年度より「人材開発支援助成金」に統合
- 賃金規定等改定コース (全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定した場合)
- 健康診断制度コース (有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合)
- 賃金規定等共通化コース (有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共に賃金規定等を新たに規定し、適用した場合)
- 諸手当制度共通化コース (有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共に諸手当制度を新たに設け、適用した場合)
- 選択的適用拡大導入時処遇改善コース (選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合)
- 短時間労働者労働時間延長コース (有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合)

受けられる支援

単位(円) ※生産性要件を満たした場合、助成額を割増します。

- 正社員化コース 有期→正規 1人あたり57万
有期→無期 1人あたり28.5万
無期→正規 1人あたり28.5万

● 賃金規定等改定コース

対象労働者	全ての賃金規定等を2%以上増額改定	雇用形態別、職種別等の賃金規定などを2%以上増額改定
1人～3人	9.5万	4.75万
4人～6人	19万	9.5万
7人～10人	28.5万	14.25万
11人～100人	2.85万	1.425万

- 健康診断制度コース 1事業所あたり38万
- 賃金規定等共通化コース 1事業所あたり57万
- 諸手当制度共通化コース 1事業所あたり38万

選択的適用拡大導入時処遇改善コース	1人あたり
基本給の増額割合 3%以上5%未満	1.9万
5%以上7%未満	3.8万
7%以上10%未満	4.75万
10%以上14%未満	7.6万
14%以上	9.5万

- 短時間労働者労働時間延長コース 1人あたり19万

申請時期

各コースによって異なります。

支給要件なども含めて、詳しいことは「事業主のための雇用関係助成金」で検索ください。

問い合わせ先

沖縄労働局 雇用環境・均等室

TEL 098-868-4403



02

助成金や融資を活用し、職場環境の改善に取り組みたい

雇用創出促進資金（沖縄県融資制度）

概要

事業拡大や多角化の計画があり、それに伴い通常雇用者を1名以上雇い入れる事業者、又は非正規雇用から正規雇用等への転換を図る事業者へ資金を融資します。

【対象者】

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとするもの、又は正規雇用の従業員を正規雇用等（無期雇用含む）に転換しようとするもの。

受けられる支援

融資限度額：1企業、1組合当たり（運転資金・設備資金併せて）8,000万円以内

融資利率：年1.50%（固定金利）※平成30年4月1日現在の利率です。

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内） 設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料率：0.35～0.75%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

申請時期

随時受付（申し込みは、商工会・商工会議所からの斡旋を経て、取扱金融機関に行います。）

〔斡旋申込先〕事業所の所在地にある商工会又は商工会議所

〔取扱金融機関〕琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行

活用のポイント

- 融資斡旋申込日から1ヶ月以内に既に新規雇用又は正規雇用等へ転換を図った場合も対象となります。
- 雇用創出促進資金は、対象要件を満たしているものに対して、金融機関に支払った金利の一部を県がキャッシュバックを行う、利子補給制度の対象資金です。

【利子補給制度の概要】

利子補給率：融資利率（1.50%）のうち、1.00% or 1.50%を補助 ※雇用状況に応じて補給率が変わります。

利子補給対象資金の限度額：2,000万円

利子補給対象期間：融資を受けた日から3年

問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL 098-866-2343 メールアドレス：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



02

助成金や融資を活用し、職場環境の改善に取り組みたい

沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度

目的

沖縄県における子どもの貧困対策を総合的に推進するため、ひとり親家庭の就労支援、非正規雇用者の待遇改善及び保育サービスの利用促進による子育て支援に必要な資金の貸付けに関し、産業開発資金、中小企業資金、生業資金、生活衛生資金、医療資金及び農林漁業資金における金利負担を軽減する制度です。

対象者

- ① 特定就職困難者雇用開発助成金のうち母子家庭の母等又は父子家庭の父の雇用により助成を受ける方
(助成を受けている者を含む。)
- ② キャリアアップ助成金の助成を受けている方
- ③ 仕事と子育てを両立する世帯の子どもを預かる事業所内保育施設等を設置又は増改築する方

支援内容

(1) 対象者①に係るもの

- イ 母子家庭の母等又は父子家庭の父を新たに雇用し、助成を受ける場合は、各融資制度の本来適用される利率から0.3%を控除します。
- ロ 母子家庭の母等又は父子家庭の父を既に雇用し、助成を受けている場合は、各融資制度の本来適用される利率から0.2%を控除します。

(2) 対象者②に係るもの

非正規雇用の労働者の企業内キャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、待遇改善などの取組を実施し、助成を受けている場合は、各融資制度の本来適用される利率から0.2%を控除します。

(3) 対象者③に係るもの

仕事と子育てを両立する世帯の子どもを預かる事業所内保育施設等を設置又は増改築する場合に必要な資金については、各融資制度の本来適用される利率から0.2%を控除します。

(4)(1)～(3)の併用

上記(1)イに該当し、かつ、上記(3)に該当する場合は、各融資制度の本来適用される利率から0.5%を控除し、上記(1)のロ又は上記(2)のいずれかに該当し、かつ、上記(3)に該当する場合は、各融資制度の本来適用される利率から0.4%を控除します。※本特例の適用は、一貸付先あたり、12億円が限度となります。

活用事例

(医)彩の会(北谷町)

〈事業概要〉 平成2年設立の医療法人です。

〈内容・効果〉

沖縄公庫は、同制度を適用し、事業所内保育施設の整備に係る融資を実行。従業員の就労環境の向上や、事業者の人材確保にも寄与するとともに、地域における保育の質・量の拡充が期待されます。



沖縄振興開発金融公庫

問い合わせ先

・本店融資第二部 TEL 098-941-1830

(生衛・創業融資班) (※)・北部支店 (業務課) TEL 0980-52-2338

・中部支店 (業務第一課) TEL 098-937-9559

・八重山支店 (業務課) TEL 0980-82-2701

(※中部支店は、平成30年5月1日からTEL: 098-989-6604となります。)



02

助成金や融資を活用し、職場環境の改善に取り組みたい

時間外労働等改善助成金

概要

中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した事業主に助成を行っています。

- 時間外労働上限設定コース（時間外労働の上限設定を行った場合）
- 勤務間インターバル導入コース（勤務間インターバルを導入した場合）
- 職場意識改善コース（年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進した場合）
- 団体推進（3社以上の事業主団体において、傘下（1/2以上）の企業の時間外労働の上限規制への対応した場合）

受けられる支援

就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取り組みに必要な経費

- | | | | |
|------------------|------------|----------|--------|
| ● 時間外労働上限設定コース | 費用の3/4 | 上限50万～あり | ※単位(円) |
| ● 勤務間インターバル導入コース | 費用の3/4 | 上限40万～あり | |
| ● 職場意識改善コース | 費用の1/2・3/4 | 上限50万～あり | |
| ● 団体推進 | 費用全額 | 上限500 | |

申請時期

各コースによって異なります。支給要件なども含めて、詳しいことは「事業主のための雇用関係助成金」で検索ください。

業務改善助成金

概要

中小企業の生産性向上に資する設備投資等を実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給。千円未満に限る。）を30円引き上げた場合に助成しています。

受けられる支援

助成率 7/10 ※常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ※生産性要件を満たした場合、助成額を割増します。

上限額 引き上げる労働者の数

1～3人 50万円 4～6人 70万円 7人以上 100万円

申請時期

各コースによって異なります。支給要件なども含めて、詳しいことは「事業主のための雇用関係助成金」で検索ください。

沖縄労働局 雇用環境・均等室

TEL 098-868-4403

問い合わせ先



02

助成金や融資を活用し、職場環境の改善に取り組みたい

事業主向け雇用支援事業

概要

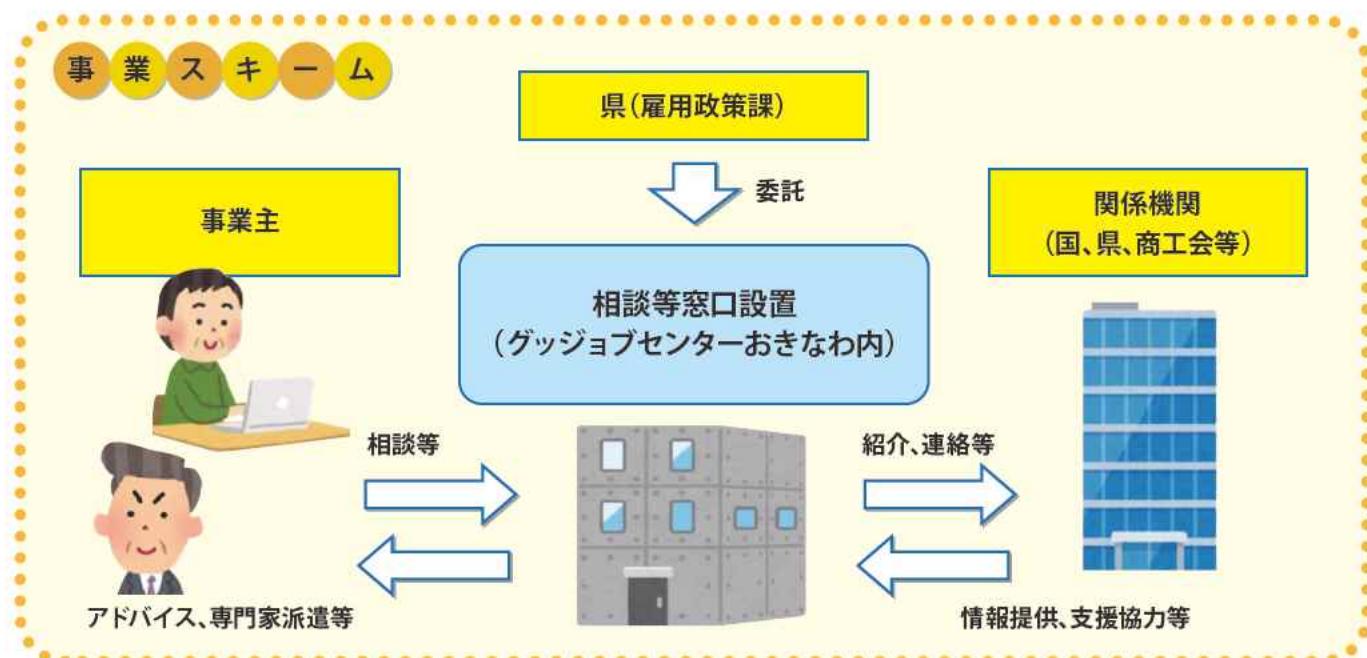
- 国や県、市町村等が行っている雇用施策を含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家により、事業主向けの雇用相談及び情報発信を行う。
- 相談者の状況に最も適した制度等の紹介及び活用の助言、ならびに関係機関等の案内を行う。

受けられる支援

- 雇用関係助成金相談
- 新規雇用・創業相談
- 正規雇用化相談
- 人材確保・採用支援相談(求人票の作成のアドバイス等含む。)
- その他事業主向け雇用に関する相談

【実施内容】

- 相談窓口(グッジョブセンターおきなわ)の設置及び周知広報
- 巡回相談の実施(本島北部・中部・宮古・八重山・その他地域)
- 訪問相談の実施(雇用支援施策の具体的な提示や活用アドバイスを行う。)
- 正規雇用化に関する専門家派遣(取り組みの初期・準備段階のアドバイス等)
- 雇用施策に関するセミナーの開催
- 雇用に関する助成金制度の冊子作成・配布



沖縄県商工労働部雇用政策課

問い合わせ先

TEL 098-866-2324 メールアドレス : aa059100@pref.okinawa.lg.jp



03

働きやすい職場であることをアピールしたい

女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）

概要

- 行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（基準適合一般事業主認定）を受けることができます。
- 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。

【評価項目】

- ①採用 ②継続就業 ③労働時間等の働き方 ④管理職比率 ⑤多様なキャリアコース
- 「女性の活躍推進企業データベース」へ女性の活躍に関する情報を毎年公表する必要があります。

受けられる支援

- 認定マーク（愛称：えるぼし）を、商品や広告、求人広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRできます。
- 公共調達の加点評価を受けることができます。

◆ 認定マーク「えるぼし」は評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。



申請時期

随时

活用事例

イオン琉球株式会社（南風原町）

〈背景・取組内容〉

女性従業員が働きやすく、活き活きと能力を発揮できる職場環境を実現する為取り組んでいます。

- 若手社員の早期育成のため、入社3年次までの研修を実施
- 管理職の意識改革のため、管理職研修（イクボスセミナー、イクボス検定）を実施
- 両立支援の取り組みとして、適正労働推進に関する委員会を設置

〈効果〉

- エルボシ認定（女活法認定マーク）を取得（2018年）
- 管理職に占める女性労働者の割合 20.4%（2017.2月現在産業平均値5.7%）
- 女性の非正社員から正社員への転換者 29名



問い合わせ先

沖縄労働局 雇用環境・均等室

TEL 098-868-4380



03

働きやすい職場であることをアピールしたい

次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）

概要

- 仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成し、一定の認定基準を満たした企業は申請を行うことにより「子育てサポート企業」として厚生労働大臣より認定を受けることができます（くるみん認定）。
- さらに、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の特例認定基準を満たした場合、申請することにより優良な「子育てサポート企業」として厚生労働大臣より認定を受けることができます（プラチナくるみん認定）。
- 特例認定（プラチナくるみん）企業は、取得後、行動計画の策定・届出の代わりに毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度における状況について公表を行う必要があります。

受けられる支援

- 認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。
- 公共調達の加点評価を受けることができます。



申請時期

計画期間終了後隨時(平成37年3月31日までの時限立法)

活用事例 オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社(那覇市 情報通信業)

<背景・取組内容>

- 社員が仕事と子育てを両立しながら本来の力を発揮できるような環境を作ることを目指しています。
- 男性社員が育児休職を取得するよう制度内容(出生休暇・育児休職等)の周知
- 男性取得者の経験談をインターネット等で社員に公開し、取得を促進
- 育児に対する社内理解向上のために管理者向けに説明会を実施
- 所定外労働時間削減のため、ノー残業デーの実施、三六協定等法令順守の周知
- 育児休業等を取得した女性が復職しやすいように、「オリックスMom in Okinawa説明会」を開催し活躍できるキャリア形成の支援を実施

<効果>

- プラチナくるみん認定（次世代法認定マーク）を取得（2015年）
- 育児休業取得率が女性は100%、男性は55%（2015年5月現在）
- 出産した女性の継続就業率が95%（2015年5月現在）

問い合わせ先

沖縄労働局 雇用環境・均等室

TEL 098-868-4380



03

働きやすい職場であることをアピールしたい

ユースエール認定制度

概要



若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。認定した企業の情報発信を後押ししたことなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

受けられる支援



① ハローワークなどで重点的PRを実施

「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。

② 認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能

各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。

③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能

認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク  を、商品や広告などに付けることができます。

認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

④ 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算

若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。

- ① キャリアアップ助成金
- ② 人材開発支援助成金
- ③ トライアル雇用助成金
- ④ 特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)

⑤ 金融支援

沖縄振興開発金融公庫において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、通常の融資制度と比べ、低利で融資受けることができます。

※制度詳細は、沖縄振興開発金融公庫の本支店にお問い合わせください。

沖縄公庫ホームページ: <http://www.okinawakouko.go.jp>

⑥ 公共調達における加点評価

公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。

※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。

※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。

問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業安定課

TEL 098-868-1655 FAX 098-868-1635



03

働きやすい職場であることをアピールしたい

沖縄県人材育成企業認証制度

概要

- 従業員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる人材育成に優れた企業を「沖縄県人材育成企業」として認証する。
- 申請した企業については、書類審査と、従業員アンケート、ヒアリング等を実施し、これらの内容を基に審査委員会において審議し、県において認証する。
- 認証期間は3年である。

受けられる支援

① 認証取得企業のメリット

- 人材育成に優れた企業として、求職者に強くアピールすることができ、優秀な人材の確保ができる。
- 県の各広報や認証制度周知広報番組、パンフレットで認証取得企業として紹介されることによる企業イメージ向上。
- 認証企業に限定した合同企業説明会の実施。

② 認証申請企業のメリット

- 認証取得の過程において、企業組織診断等を受けることができる。

【参考】●受講修了者が、各企業における人材育成を推進する上で中心となる者として、自社の業種・規模等の特性に応じて人材育成計画を策定し、その実施を推進すると併に、認証制度の取得に繋がることを目指す「人材育成推進者養成講座」も実施している

申請時期

前期・後期の年2回

活用事例

人材育成好事例周知冊子

〈内容〉

人材育成好事例周知冊子は、沖縄県人材育成企業認証制度において認証された沖縄県人材育成企業の人材育成の手法や、企業での取組み好事例を紹介し、これを参考に、県内企業が同様の取組みを実施することを促す内容となっている。

〈入手方法〉

沖縄県雇用政策課ホームページよりダウンロードしてください。
URLは以下のとおりです。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/koyo/documents/hatarakigaibook.pdf>



問い合わせ先

沖縄県商工労働部雇用政策課

TEL 098-866-2324 メールアドレス : aa059100@pref.okinawa.lg.jp



03

働きやすい職場であることをアピールしたい

沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度

概要

- 労働者一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じた多様な働き方ができる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に積極的に取り組む企業を「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業」として認証する制度です。
- 県内に本社または事業所があり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること、また、ワーク・ライフ・バランス実現のための労働条件等の整備を行っていることを、認証の要件としています。
- 現在、70社が認証を取得しています。

受けられる支援

- 「沖縄県ワーク・ライフ・バランス推進事業」において実施しているアドバイザー派遣により、認証取得に向けた取り組みの支援を受けることができます。
- 認証を取得した企業については、県のホームページや広報誌等で広く周知し、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業としてPRできます。

申請時期

認証に関する事前相談等は随時受け付けております。

活用事例

株式会社琉薬（浦添市）

〈背景・取組内容〉

社内では、CSR推進協議会があり、女性活躍推進、ダイバーシティの推進、ワークライフバランスの推進などを活動方針のテーマとして掲げ、活動に取り組んでいましたが、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを、社員へ広く啓発するため、平成29年2月に沖縄県の「ワーク・ライフ・バランス企業認証」を取得しました。

〈効果〉

平成27年度以降、男性社員の看護休暇・介護休暇取得実績は14名おり、今後も育児・介護休業取得など、社員の働きやすい職場環境づくりを積極的に推奨していきたいと思います。



問い合わせ先

沖縄県商工労働部労働政策課

TEL 098-866-2366 メールアドレス : aa058009@pref.okinawa.lg.jp



04 設備導入を行い、省力化・効率化したい

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」

概要

- 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、中小企業・小規模事業者が自社の経営力を向上するために「経営力向上計画」を作成します。
- その計画を国から認定を受けると、税制や金融の支援等を受けることができます。
- 申請書様式は2枚。
 - ① 企業の概要 ② 現状認識 ③ 経営力向上の目標(労働生産性) ④ 経営力向上の内容
- 申請にあたり、認定経営革新等支援機関(商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等)のサポートを受けることができます。

受けられる支援

- ① 税制優遇
- 固定資産税が3年間にわたって1/2に軽減されます。
対象設備………機械装置、器具備品、建物付属設備
- 中小企業経営強化税制(法人税・所得税)の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除を受けることができます。
- ② 金融支援
- 沖縄振興開発金融公庫や商工中金の低利融資
- 民間金融機関の融資に対する信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大

申請時期

平成28年7月1日～平成31年3月31日(随時)

活用事例

たかえす畳店(那覇市)

〈背景・取組内容〉

私達の主な事業は、住宅向け畳の製造販売と張り替え等修理です。少人数で生産、配達、営業を行っているため、生産性を高める工夫を行いたいと思い、経営力向上計画の策定に取り組みました。計画書は2枚でしたので、自分でも作成することができました。

〈効果〉

畳製造の最新設備を導入したこと、生産力は2倍に向上し、製造に係る人員も一人で対応が可能となったため、省力化された人員は営業や配達に配分でき、顧客の拡大に繋がっています。

設備購入は小規模事業者にとって負担が大きいですが、経営力向上計画の認定を受けたことで、低利融資と税制優遇のメリットを実感しました。



沖縄総合事務局経済産業部中小企業課

問い合わせ先

TEL 098-866-1755 メールアドレス : okinawa-keieiryoku@meti.go.jp





04 設備導入を行い、省力化・効率化したい

平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

概要

- 中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%以上及び「経常利益」年率1%の向上を達成出来る計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

補助額、補助率

	上限額※1	補助率
企業間データ活用型	1000万円／者※2	2／3
一般型	1000万円	1／2※3
小規模型	500万円	小規模事業者2／3 その他事業者1／2

※1 生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限が30万円増額可能です。

※2 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分が可能です。

※3 生産性向上特別措置法(案)(平成30年通常国会提出)に基づく先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者の補助率は2／3以内となります。

公募期間

平成30年2月28日(水)～4月27日(金) [当日消印有効]

活用事例

沖縄クチャ・赤土造形企業組合(南城市)

〈背景・取組内容〉

当組合は、本補助金を活用して石膏型製造技術の高度化に取組んだ。県内の陶器産業には石膏型ニーズはあるものの県内では対応できず、県外発注が主流だった。そこで、県内陶器メーカーや壺屋焼窯元などを主要ターゲットとし、石膏型製造市場の獲得を目指すために切削加工石膏型の試作開発を行った。



〈効果〉「切削加工機械等」を導入することで、石膏型製造技術の高度化が図られ、従来の手作り石膏型よりも高性能な石膏型の製作が可能になった。

「圧力鉄込機」を導入し、排泥鉄込成型では不可能であった形状の製品を製造することに成功した。

上記2つの設備を導入することで、生産性の向上に繋がり、新たな市場への参入を実現した。今後は、県内陶器メーカーや個人作家への石膏型の販売を行うなど、当組合の陶器製品の多様化につなげ、収益を拡大していきたい。

問い合わせ先

沖縄県地域事務局（沖縄県中小企業団体中央会）

TEL 098-864-0080 URL: <http://www.ocnet.or.jp/29mono/>



04

設備導入を行い、省力化・効率化したい

小規模事業者持続化補助金

概要

- 小規模事業者のビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、小規模事業者が商工会・商工会議所と一緒に経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。
- 買い物弱者対策、海外展開の取り組み、賃上げ等の従業員の待遇改善を実施する事業者について補助上限額を増額するとともに、事業承継に向けた取組み、生産性向上に向けた取組みを実施する事業者を重点的に支援します。

受けられる支援

商工会の助言を受けて経営計画を作成し、計画に沿って販路開拓に取り組む費用

- 補助率：2／3
- 補助上限：50万円

但し、従業員の賃上げや海外展開、買物弱者対策の取組は100万円
複数の事業者が連携した共同事業 500万円(50万円×事業)

申請時期

平成30年3月9日(金)～5月18日(金)

活用事例

トキなりフーズ(宜野湾市)

<背景>

私達の主な事業は、沖縄風いなり寿司の製造販売です。当社では大豆の一次加工から油揚げの製造までを一括で行えることが強みです。しかし、消費期間が一日と短い為に廃棄ロス発生することと、卸売りの引き合いがあるがそれに対応できないことが課題でした。そこで、生産性の向上と販路開拓を図る為、小規模事業者持続化補助金の申請に取り組みました。

<効果>

小規模事業者持続化補助金を活用し、真空調理機を導入したこと、油揚げを仕掛け品の状態での保存が可能になり、廃棄ロスを5%削減できたことに加え、販路拡大へも繋がっています。
また、申請時に計画書を策定したこと、自社の問題と取り組むべき課題が明確になり、設備投資に係る負担軽減と併せて計画策定の重要性を実感しました。



問い合わせ先

沖縄県商工会連合会

TEL 098-859-6150 メールアドレス : okishoko@oki-shokoren.or.jp

沖縄県商工会議所連合会

TEL 098-868-3758



04

設備導入を行い、省力化・効率化したい

小規模企業対策資金（一般貸付）（沖縄県融資制度）

概要

従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）の小規模企業者へ運転資金、設備資金を融資します。

【対象者】

保証協会の保証対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者。

受けられる支援

融資限度額：1企業、1組合当たり（運転資金・設備資金併せて）2,000万円以内

融資利率：年1.80%（1.60%）（固定金利）※平成30年4月1日現在の利率です。

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）

設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料率：0.40～0.80%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書
その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

申請時期

随时受付

斡旋申込先（事業所の所在地にある商工会、商工会議所又は市町村商工担当課）

取扱金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、JAおきなわ、鹿児島銀行）

活用のポイント

- 商工会又は商工会議所の経営指導を3ヶ月以上実施したものには、通常金利（1.80%）から0.20%引き下げた、優遇金利（1.60%）の適用可能です。
- 融資申込の方法は、2つの方法（商工会等の斡旋機関へ斡旋申込後に取扱金融機関へ申し込む方法と、取扱金融機関へ直接申し込む方法）があり、利用者の状況に応じて申込方法を選択できます。



沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL 098-866-2343 メールアドレス：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



04 設備導入を行い、省力化・効率化したい

小規模企業対策資金（特別小口貸付）（沖縄県融資制度）

概要

従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）の小規模企業者へ無担保無保証により運転資金、設備資金を融資します。

【対象者】

保証協会の保証対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者（個人事業者）で、次の（1）（2）の要件を備えるもの。

- （1）源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前の1年間に納期がきている税額を完納しているもの。
- （2）当貸付にかかる保証以外に保証協会から保証を受けていないもの。

受けられる支援

融資限度額：1企業、1組合当たり（運転資金・設備資金併せて）2,000万円以内

融資利率：年1.70%（1.50%）（固定金利）※平成30年4月1日現在の利率です。

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）

設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料率：0.60%

申請時期

随时受付

斡旋申込先：事業所の所在地にある商工会、商工会議所又は市町村商工担当課

取扱金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、JAおきなわ、鹿児島銀行

活用のポイント

- 担保、連帯保証人を徵求しません。
- 商工会又は商工会議所の経営指導を3ヶ月以上実施したものには、通常金利（1.70%）から0.20%引き下げた、優遇金利（1.50%）の適用可能です。
- 融資申込の方法は、2つの方法（商工会等の斡旋機関へ斡旋申込後に取扱金融機関へ申し込む方法と、取扱金融機関へ直接申し込む方法）があり、利用者の状況に応じて申込方法を選択できます。

問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL 098-866-2343 メールアドレス：aa052108@pref.okinawa.lg.jp



04 設備導入を行い、省力化・効率化したい

新事業活動促進資金（中小企業資金、生業資金）

目的

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」や「経営革新計画」、「異分野連携新事業分野開発計画(新連携計画)」等の認定を受けた事業者が計画を実施するために必要な資金について、通常の融資制度と比べ、低利融資を行います。

対象者

次のいずれかに該当する方

「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」又は「農商工連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「経営力向上計画」の認定を受けた方、「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方、新たに第二創業後概ね5年以内の方など。

支援内容

(平成30年4月現在)

〈ご融資の限度額〉

- 中小企業資金 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
- 生業資金 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

〈ご返済期限〉

- 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)
- 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

活用事例 興南施設管理(株)(浦添市)

〈事業概要〉 当社は昭和52年設立の環境保全施設の設計・施工・保守管理を行う事業者です。

〈内容・効果〉 沖縄公庫は、同融資制度を適用し社宅建設に係る融資を実行。緊急時の迅速な対応や、安定した人材の確保につながり、優良な役務提供と技能承継による人材育成が図られ、労働生産性や付加価値向上が期待されます。



問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| ・本店（融資第二部）中小企業融資第一班 TEL 098-941-1785 | ・北部支店（業務課）TEL 0980-52-2338 |
| 中小企業融資第二班 TEL 098-941-1795 | ・宮古支店（業務課）TEL 0980-72-2446 |
| ・中部支店（業務第一課）TEL 098-937-9559（※） | ・八重山支店（業務課）TEL 0980-82-2701 |

（※中部支店は、平成30年5月1日からTEL: 098-989-6604となります。）



04

設備導入を行い、省力化・効率化したい

機械類貸与事業

概要

県内中小企業の事業に必要な新品の機械設備を購入し、割賦販売もしくはリースにて機械設備を貸与します。

主な特徴

① 貸与条件

- 貸与金額: 300万円~8,000万円(特認で1億円まで可)
- 貸与期間: 10年以内
- 適用金利: 1.7%~2.1%(固定金利)

② 担保は原則不要です

- 不動産担保、信用保証協会の保証: 不要 ※ただし、連帯保証は必要となります。

③ 据置期間が活用できます

- 1年以内(1年/6ヶ月/据置なし)
- 資金繰り状況に合わせて選択することができます。

④ 固定金利で安心

- 将来にわたっての返済計画が立てやすくなります。

申請時期

平成30年4月2日~平成31年3月29日(随時)

活用事例

〈相談者・相談内容〉

菓子製造業(那覇市)

焼き菓子が地元客だけでなく観光客にも好評で売上を順調に伸ばしているが、工場が手狭であるため、残業するも生産量が追い付かず、販売機会のロスが生じていた。

そこで、工場の拡張を計画するも、金融機関からの調達資金だけでは賄えないことから、機械設備を機械類貸与事業を活用して調達したい。

〈効果〉

工場拡張のための改装資金や運転資金は金融機関から調達し、機械設備の資金は機械類貸与事業で調達したことでの、当初の資金調達額を超える設備投資を行うことができ、利益を伸ばしている。

問い合わせ先

公益財団法人沖縄県産業振興公社経営支援課

TEL 098-859-6237 メールアドレス: ks@okinawa-ric.or.jp



05

ITを導入し、人手不足に対応したい

平成29年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業

概要

- 中小企業、小規模事業者の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売上拡大に資する簡易的なITツールの導入支援を行います。
- 補助対象のITツールは補助金ホームページに登録、公開されているITツール（ソフトウェア、サービス等）です。例えば、パッケージソフトの本体費用やクラウドサービスの導入・設定費用等が含まれます。
(※ハードは対象外)

補助額、補助率

上限額	下限額	補助率
50万円	15万円	1/2

申請方法

ITツールや、国の補助金申請等の手続きに詳しくない方でも、本事業で登録されたIT導入支援事業者が代理申請を行います。また、IT導入支援事業者は、ITツールの説明や、導入・運用方法等のサポートをします。
(※詳細は下記補助金ホームページを参照)

公募期間

後日発表(平成30年4月下旬頃予定)

※公募は複数回実施する予定です。詳細は下記補助金ホームページにてご確認下さい。

活用事例

株式会社大興鋼業(西原町)

〈背景・取組内容〉

同社は社員40名の企業で、工事以外にも鋼材のリース、加工、販売等手広く扱っており、正確な原価を出すのに時間が掛かっていた。

また、エクセルや市販のソフトを使って作られたそれらの原稿は、別部署（経理部）が使用するには、再度入力する必要があり、時間のかかる作業であった為、社員の負担が大きく効率化を図る必要があった。



〈効果〉 平成28年から原価計算システムを導入した同社。原価計算システム導入により、材料費、人件費、工事費等の原価を正確に短時間で出せるようになり、お客様の問い合わせに対し素早く対応可能になった。

また、同システムの一部である各部署間での情報共有化によりデータ共有が可能となった為、経理部で3日かかっていた再入力の作業が無くなり、社員は別の作業に集中できるようになった。

〈事務局〉 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

問い合わせ先

TEL 0570-000-429 (IP電話等からのお問い合わせ先 TEL 042-303-1441)

補助金ホームページURL : <https://www.it-hojo.jp/>



05

ITを導入し、人手不足に対応したい

「IT導入相談窓口、人手不足相談窓口」(沖縄県よろず支援拠点)

概要



よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者の経営相談の窓口です。

手足と頭とネットワークを最大限に使い、「貴社と貴社の商品の強み」は何かを導き課題解決に繋げるをモットーに、さまざまな(よろず)相談に全力で対応します。課題が解決するまで、何度も、無料で、親身になってスタッフ一同、一丸となってサポートする、それが私たちの使命です。

受けられる支援



沖縄県よろず支援拠点の5つのミッション

- ① 経営上のあらゆるお悩み(IT導入、人手不足等)の相談に対応します。
- ② 金融機関や他の支援機関と連携して解決策を見出します。
- ③ 地域ネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介
- ④ 各専門分野のエキスパートがあなたの課題をその場で解決
- ⑤ できるだけ費用をかけない具体的で実践的な解決策を提言します。

申請時期



随时相談受付中、何度でも無料で利用できます。 ※事前予約が必要になります。

活用事例 1

有限会社 上原測量(糸満市)

〈背景・取組内容〉

私たちの主の事業は、測量業務です。人手不足や人件費高騰の中、測量業務の生産性・効率化向上を目指し模索していたところに沖縄県よろず支援拠点の事を知りました。ITにあまりノウハウが無かった中、丁寧にご指導くださいり、業務効率向上に最適なドローンを使用し測量が行えるITツールの提案、またその導入の障壁を下げる補助金の紹介などアドバイスいただきました。

〈効果〉

人的コストを最小限に抑え、新規受注も確実に納品までこぎつける体制ができました。また、短納期での業務スピードも評価して頂き、受注増にも繋がっています。

活用事例 2

株式会社ナルド(豊見城市)

〈背景・取組内容〉

私たちの主の事業は、電気通信工事の下請け業務でした。下請けからの脱却を目指し、新分野の事業を始めたところに沖縄県よろず支援拠点の事を知りました。ノウハウや人材がない新分野の業務に悪戦苦闘しながら少しづつ業務内容を体系化する為の手法やコスト構造に合わせた募集方法や人材育成手法など具体的なアドバイスを頂きました。

〈効果〉

適正人材も2人確保し、新規売上も確保できました。また、体系化したノウハウも取引先から評価して頂き、次の仕事にも繋がっております。

問い合わせ先

沖縄県よろず支援拠点

TEL 098-851-8460 メールアドレス : contact@yorozu.okinawa



05

ITを導入し、人手不足に対応したい

IT活用促進資金（中小企業資金、生業資金）

目的

情報技術「以下「IT」という。」の普及および変化に関連した事業環境の変化に対応するため、ITの活用促進を図る方を支援します。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ① ITを活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う方。
- ② 他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う方
- ③ 企業内業務のITの水準を取引先等企業外のITの水準に合わせようとする方
- ④ ITの活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方
- ⑤ 上記1～4を組み合わせる等、IT等を高度に活用する方
- ⑥ 軽減対象課税資産の譲渡等を行う又は飲食料品の課税仕入れを行う飲食業を営む方
- ⑦ ケーブルテレビ業を営む方で、4K放送に対応するための投資を図る方
- ⑧ IoTを活用して生産性の向上を図る方であって、IoTの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方

支援内容

(平成30年4月現在)

〈ご融資の限度額〉

- 中小企業資金 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
- 生業資金 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

〈ご返済期限〉

- 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)
- 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

活用のポイント

コンピュータ(ソフトウェアを含む)、周辺装置、端末装置、関連設備、関連建物・構築物等を取得(改造、更新を含む。)するために必要な設備資金及びリース料支払等のための運転資金などにご利用頂けます。

問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

- | | |
|--|------------------------------|
| ・本店(融資第二部) 中小企業融資第一班 TEL 098-941-1785 | ・北部支店(業務課) TEL 0980-52-2338 |
| 中小企業融資第二班 TEL 098-941-1795 | ・宮古支店(業務課) TEL 0980-72-2446 |
| ・中部支店(業務第一課) TEL 098-937-9559 <small>(※)</small> | ・八重山支店(業務課) TEL 0980-82-2701 |

(※)中部支店は、平成30年5月1日からTEL:098-989-6604となります。



06

人材育成を行い、人材の確保・定着に取り組みたい

生産性向上支援訓練

概要

- 企業や事業主団体の生産性を向上させる職業訓練です。
- 訓練はポリテクセンターが、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。
- さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

受けられる支援

① 訓練を受講して生産性アップ

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意
(50コース:H30.3現在) しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、訓練をコーディネートします。
※訓練は6~30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり時間数に応じて3,000円~6,000円(税別)
※条件が合えば、人材開発支援助成金を利用することができます、経費及び賃金の助成を受けることができます。

申請時期

随時、ご相談ください

コース例

生産性分析と向上、生産現場の問題解決、生産計画と工程管理、物流システム設計、クラウドを活用したシステム導入、IoTを活用したビジネスモデル、事故をなくす安全衛生活動、業務効率向上のための時間管理、成果を上げる業務改善、提案型営業手法、顧客分析手法、マーケティング戦略概論など他38コース

活用事例

- 今回、北中城村商工会では、初めて本制度を活用した会員向け経営講習会を開催しました。
- 商工会では、様々な講習会を企画しておりますが、予算に限りがあり同一テーマで深堀した講習会は中々開催が困難でした。本制度を受託することでテーマ別の深堀した講習会を開催する事ができ、参加者からも喜びの声を聞くことができました。
- 本制度は、商工会として会員ニーズに応えることのできるツールとして今後も活用していきたい。



北中城村商工会
照屋 亮 経営指導員

ポリテクセンター沖縄 生産性向上人材育成支援センター

TEL 098-921-7315

問い合わせ先



06

人材育成を行い、人材の確保・定着に取り組みたい

正規雇用化企業応援事業

概要

非正規雇用の従業員を正社員に転換する県内の事業所(法人)が、従業員のスキルアップや資格取得等のために、県外(国内)または県内の研修地で従業員研修を行う際の旅費、宿泊費の一部を助成します。

受けられる支援・要件

【助成内容】

- ① 助成対象期間：平成30年4月1日から平成31年1月31日までの間に行う連続した5日間以上の研修
- ② 助成対象人数：正社員へ転換した人数以内(研修者は正社員転換者以外の社員も対象)
- ③ 助成対象経費：
 ①交通費(県内勤務地から研修地までの一往復分の航空運賃、車賃)
 ②居候費(家賃寮費、共益費及び礼金)
- ④ 助成額：助成対象経費の4分の3の額
※研修期間により1人あたりの助成限度額が10万円から40万円

【主な要件等】

- ① 雇用保険適用事業所設置届を県内で提出している法人
- ② 雇用期間が6ヶ月以上の非正規従業員を正社員に転換すること
- ③ 正社員登用制度が記載された就業規則等があること

申請時期

平成30年4月～平成31年1月(予定)

活用事例

株式会社ビーンズラボ(那覇市)

〈背景・研修内容〉

安心・高品質のWEBアプリケーション開発事業を展開するにあたり、データ分析における実践的な基礎スキルやコミュニケーションスキル習得のため、東京の親会社への研修を実施。

〈効果〉

技術面でのスキルアップはもちろんのこと、ビジネスマナーやロジカルシンキング等のコミュニケーションスキルも東京研修を通じて経験する良い機会になっていると感じています。また、弊社では、研修を通して「IT技術」×「人間力」を基盤とした質の高いサービス実現する人材を育成し、有期雇用者に対してもそのノウハウを共有することで技術力の向上、業務への探究心を正規雇用化に活かしています。次年度も正社員転換を進め、本事業を活用ていきたい。



公益財団法人沖縄県産業振興公社経営支援課

TEL 098-859-6239

問い合わせ先



06

人材育成を行い、人材の確保・定着に取り組みたい

沖縄人材育成促進貸付利率特例制度

目的

沖縄県において、人材育成をより一層推進するため、従業員のスキルアップとキャリア形成に積極的に取り組む事業者に対して産業開発資金、中小企業資金、生業資金、生活衛生資金、農林漁業資金及び医療資金における金利負担を軽減する制度です。

対象者

- ① 国による人材開発に係る助成金(人材開発支援助成金)を受けた方
- ② 沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた方

支援内容

上記①又は②のいずれかに該当する方に対して、貸付当初から3年間に限り、各融資制度の本来適用される利率から0.2%を控除します。

制度のポイント

国による人材開発に係る助成金を受けた方や沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受け、人材育成に取り組んでいる方向けに平成30年度からはじまる新たな制度です。



沖縄振興開発金融公庫

問い合わせ先

- | | | |
|--|--|---|
| ・本店（融資第一部）産業開発融資班
(融資第二部) 中小企業融資第一班
中小企業融資第二班
生衛・創業融資班
(融資第三部) 農林漁業融資班 | TEL 098-941-1765
TEL 098-941-1785
TEL 098-941-1795
TEL 098-941-1830
TEL 098-941-1840 | ・中部支店（業務第一課）TEL 098-937-9559 (※)
・北部支店（業務課）TEL 0980-52-2338
・宮古支店（業務課）TEL 0980-72-2446
・八重山支店（業務課）TEL 0980-82-2701 |
|--|--|---|

(※中部支店は、平成30年5月1日からTEL: 098-989-6604となります。)



06

人材育成を行い、人材の確保・定着に取り組みたい

雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業

概要

ジョブ・カードを活用したOFF-JT(座学等)とOJT(実習)を効果的に組み合わせた有期実習型訓練。有能な人材を育成したい企業と正社員の経験が少ない求職者とのマッチングを促進する国の制度です。

受けられる支援

- 有期実習型訓練の導入にあたり、訓練カリキュラム作成や能力評価シート作成等、ジョブカードセンターのサポートを受けることができます。
- 一定の要件を満たしている場合は、有期実習型訓練終了後に国からキャリアアップ助成金(人材育成コース)が支給されます。

申請時期

- 平成30年4月1日～平成31年3月31日(随時)
- 平成30年度以降キャリアアップ助成金人材育成コースは人材開発助成金に統合されます。

活用事例　社会福祉法人憲章会(南城市)

〈背景〉

介護事業は、高齢化の進行に伴って慢性的な介護職員不足の業種のひとつです。そのため、思うような人材確保が図れず、また、採用後もしっかりとした教育を施す前に離職してしまうといった悪循環に陥っている状況を改善したいと思い有期実習型訓練に取り組みました。



〈効果〉

- 未経験者や経験の浅い非正規社員に対してジョブ・カードを活用したOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を通じて自社のニーズに合った有能な人材を育成する事ができ、教育体制の充実により、介護の質の向上につなげる事ができました。
- 今後は、より充実した有期実習型訓練を実施し、介護人材の安定確保と定着化、更には職員のスキルアップに力を入れていきます。

問い合わせ先

◎沖縄県地域ジョブ・カードセンター（那覇商工会議所）TEL 098-868-1970

◎サポートセンター（沖縄商工会議所）TEL 098-938-8022 / （宮古島商工会議所）TEL 0980-72-2866



06

人材育成を行い、人材の確保・定着に取り組みたい

沖縄早期離職者定着支援事業

概要

産業構造や若者の就業意識の変化等に伴い、若年者の早期離職の傾向が続いている。

こうした中、沖縄県においては全国と比べ、大学及び高校卒業者の3年以内の離職率が高いこと及び若年者を中心とした離職・転職を繰り返す者が多いことが、沖縄県内の高い失業率、とりわけ若年者の高失業率の大きな要因となっています。

こうした雇用失業情勢の改善を図るため、企業経営者等の雇用する側に対して、若年者の職場定着のための取り組みの重要性とその効果を伝える必要があります。

本事業では、その代表的な手法としてメンター（新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートをするための専任者）制度導入のための実践的な講習、若年者の職場定着に有効な人事労務管理制度導入支援、及び個別支援等を実施するとともに企業等への周知、意識啓発を図り、もって沖縄県内の若年者等の職場定着、安定雇用の促進を図るものであります。

受けられる支援

- 離職者定着支援セミナーの開催
- コンサルティングの実施
各事業者へ個別のコンサルティング
- 制度導入の個別支援
各事業者へ制度導入に向けた個別支援
- 制度定着の個別支援
各事業者へ制度定着に向けた個別支援

活用事例

沖縄早期離職者定着支援事業好事例を下記URLにて掲載

http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/jigyounushi_jouhou/_119984.html



沖縄労働局職業安定部職業安定課

TEL 098-868-1655 FAX 098-868-1635

問い合わせ先



07 業務プロセスを改善したい

専門家継続派遣事業

概要

- 専門家継続派遣事業は、今後の成長が期待されるベンチャー企業や新事業展開・経営基盤強化に取り組む中小企業に、半年から1年の間アドバイザーを派遣(平均月2~3回)し、成長発展段階に応じた、タイムリーかつ適切な支援を行ないます。
- アドバイザーの派遣に要する費用のうち、1人、1日あたり17,200円(税込)をご負担頂きます。
アドバイザーの旅費その他の負担はありません。

中小企業の範囲(中小機構法より)

○製造・建設・運輸業・その他

資本金3億円以下又は従業員数300人以下の会社及び個人。

○卸売業

資本金1億円以下又は従業員数100人以下の会社及び個人。

○サービス業(ソフトウェア業、情報処理業を除く)

資本金5千万円以下又は従業員数100人以下の会社及び個人。

○小売業

資本金5千万円以下又は従業員数50人以下の会社及び個人。

*なお、ソフトウェア業、情報処理業は製造業と同じ。

お申し込みから派遣開始までの流れ



ポイント

【適切な専門家を貴社へ派遣】

大企業等で経営幹部・工場長・部門責任者など経営や実務を深く経験した方や、中小企業支援の経験を積んだ中小企業診断士、公認会計士など、各分野、各地域で活躍する専門家を約1,000人登録しています。支援内容に応じて適材を個別企業に派遣します。

活用事例

福山商事株式会社(浦添市)

〈背景・取組内容〉

社屋の建て替えの検討を機に、分散する各部署の倉庫や物流の見直しを行うため、本事業を活用することとした。大手流通業出身の専門家のアドバイスの下、各部署の部長で構成するプロジェクトチーム「物流会議」を立ち上げ、月1回のペースで1年半かけて「現状把握」と「課題抽出」に取り組んだ。



【物流会議のメンバー】

〈効果〉 各部署の倉庫や物流の状況を見る化した結果、仕入コストにおける物流費比率を低減させることに成功。

さらに物流のみならず、営業部におけるI-pad導入による業務効率化、マニュアル作成による業務標準化、倉庫のレイアウト見直しによる出荷・入荷生産性の大幅な向上など、各部署での成果が上がっている。「物流会議」は今後も継続することで、ノウハウを蓄積し、業務改善に取り組んでいる。

中小企業基盤整備機構 沖縄事務所

問い合わせ先

TEL 098-859-7566 URL : http://www.smrj.go.jp/regional_hq/okinawa/index.html



08

新しい事業とともに、経営計画を取り組みたい

経営革新計画（中小企業経営革新強化支援事業）

概要

- 「経営革新計画」とは、中小企業等が「新しい取組」を行うことにより、「自社の経営の相当程度の向上」を図る計画です。自社の強みやアイディアから生まれた「新しい商品・サービス」を主軸にし、顧客や販路、計画の終了時までの売上や利益等を明確にして経営計画を策定します。
- 計画の策定後は、沖縄県へ申請を行います。計画における取組の新規性や実現可能性などについての評価委員会等を経て、沖縄県より「承認」を受けます。

3つのメリット

自社の現状や課題を見極め、経営戦略を再構築することができる

- ① 社内体制の強化を図ることができる
- ② 社外に対する自社の認知度、信用度が向上する
- ③ 社外に対する自社の認知度、信用度が向上する

活用できる支援策

「経営革新計画」承認後には、様々な支援策を活用するチャンスがあります。

なお、下記以外の支援策については、お問い合わせ下さい。

- ハンズオン支援(専門コーディネーターからの計画推進に向けた助言等)
- 政府系金融機関からの低利融資
- 沖縄の産業まつりでの出展(アリーナ棟)

※いずれも「経営革新計画の承認」とは別に、申請及び審査を受けることが必要です。

申請時期

平成30年4月1日～平成31年3月31日(随時)

活用事例

キングラン沖縄株式会社(沖縄市)

(承認:平成29年12月)

〈テーマ〉

業務改善システムの構築で、社内業務の見える化と新たな個人サービス提供を図る

〈計画の概要(背景・取組内容)〉

今回は、一般家庭向け寝具クリーニングの受注拡大を計画している。自社のクリーニング等のノウハウ・経験を活かし、受注から生産加工、納品までの一連の仕組みを、POSシステムを活用してシステムの構築を図り、工場の工程や在庫管理等を強化し生産性を高める。

〈今後の展望〉

業務システム及び販売システムの構築で、「見える化」が可能になり、サービスの提供を企業から個人へも広げることで、新たな市場の獲得をめざし、地域の雇用に貢献したい。



公益財団法人沖縄県産業振興公社経営支援部経営支援課（経営革新計画 担当）

問い合わせ先

TEL 098-859-6237 メールアドレス : kakushin@okinawa-ric.or.jp

相談窓口一覧

支援機関名称	問い合わせ先
沖縄総合事務局経済産業部中小企業課	TEL 098-866-1755 メールアドレス:okinawa-keieiryoku@meti.go.jp
沖縄労働局	雇用環境・均等室 TEL 098-868-4380 職業安定部職業安定課 TEL 098-868-4380 FAX 098-868-1635
沖縄県商工労働部労働政策課	TEL 098-866-2366 メールアドレス: aa058009@pref.okinawa.lg.jp
沖縄県商工労働部雇用政策課	TEL 098-866-2324 メールアドレス: aa059100@pref.okinawa.lg.jp
沖縄県商工労働部中小企業支援課	TEL 098-866-2343 メールアドレス: aa052108@pref.okinawa.lg.jp
沖縄県商工会議所連合会 (那覇商工会議所内)	沖縄県地域ジョブ・カードセンター 那覇商工会議所 TEL 098-868-1970 サポートセンター 沖縄商工会議所 TEL 098-938-8022 宮古島商工会議所 TEL 0980-72-2866
沖縄県商工会連合会	支援課 TEL 098-859-6150 メールアドレス: okishoko@oki-shokoren.or.jp
沖縄県中小企業団体中央会	沖縄県地域事務局 TEL 098-864-0080 URL : http://www.ocnet.or.jp/29mono/
沖縄振興開発金融公庫	本店または各支店へお問い合わせ下さい(施策概要参照) QRコード→ URL : http://www.okinawakouko.go.jp
中小企業基盤整備機構沖縄事務所	TEL 098-859-7566 URL : http://www.smrj.go.jp/regional_hq/okinawa/index.html
沖縄県産業振興公社	沖縄県中小企業支援センター TEL 098-859-6237 FAX 098-859-6233 経営支援部 経営支援課 TEL 098-859-6237 メールアドレス: ks@okinawa-ric.or.jp (機械類貸与) メールアドレス: kakushin@okinawa-ric.or.jp (経営革新) 産業振興部 産業振興課 TEL 098-859-6239
沖縄県よろず支援拠点	TEL 098-851-8460 メールアドレス: contact@yorozu.okinawa
ポリテクセンター沖縄	生産性向上人材育成支援センター TEL 098-921-7315



おきなわワークイノベーションとは…

沖縄県内の行政、労使団体、土業団体、支援機関など20機関が連携して取り組む「働き方改革・生産性向上推進運動」のキャッチコピー。

ロゴマークに込められたメッセージ…

ロゴマークは、おきなわワークイノベーションの頭文字である、
おきなわ = O、ワーク = W、イノベーション = I
をモチーフとし、生産性が力強く向上するイメージを表しています。

※キャッチコピーとロゴマークは、平成30年1月～2月にかけて
インターネット上で公募し応募のあった、500件超の中から事務局にて決定致しました。

働き方改革・生産性向上推進運動事務局

沖縄総合事務局、沖縄労働局、沖縄県

沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県工業連合会、沖縄県経営者協会、沖縄経済同友会、沖縄県中小企業家同友会、沖縄県銀行協会、沖縄振興開発金融公庫、中小企業基盤整備機構沖縄事務所、沖縄県産業振興公社、沖縄県よろづ支援拠点、沖縄税理士会、沖縄県中小企業診断士協会、連合沖縄、沖縄県社会保険労務士会、ポリテクセンター沖縄

本ガイドブックのお問合せは…

働き方改革・生産性向上推進運動事務局

(沖縄総合事務局経済産業部中小企業課内 担当:鶴見有衣 宮里竜)

TEL 098-866-1755 FAX 098-860-3710 Mail:seisansei@meti.go.jp

組合や団体で「働き方改革」「生産性向上」に取り組みませんか?

働き方改革・生産性向上推進運動に賛同する団体等を募集します。

働き方改革や生産性向上に関する情報提供や、

勉強会のための講師派遣などを行います。(詳しくはwebへ!)

